

# 農作業請負力強化事業について

# 農作業請負力強化事業

## 1. 事業目的

就労継続支援事業所の工賃向上を図るために、農作業に取り組む事業所に対し、施設外就労を請け負いやすい環境を整えるための支援を行う。

## 2. 事業内容

対象者	農作業の施設外就労に取り組む ・ 就労継続支援A型事業所 ・ 就労継続支援B型事業所
対象となる 請負作業の範囲	農業・林業・水産業の作業 (調整・出荷・加工を含む)
事業実施主体	特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター  ◎助成金等の受付や専門家派遣の調整は同センターが行います。 詳しくは、同センターにお問い合わせください。  ◎問い合わせ先 東部事務所 0852-67-2671 西部事務所 0855-22-8677

# 農作業請負力強化事業

事業内容	条件等
<p>① <b>農福連携地域コーディネーターの配置</b>   日々の作業調整や作業開拓をきめ細かく支援</p>	<p>—</p>
<p>② <b>農業専門家(農福連携サポーター)の派遣</b>   新たに農作業を請け負う事業所に農作業を指導する農業専門家を派遣</p>	<p>【派遣時間】 2時間以上～8時間以内／回</p>
<p>③ <b>就労の環境づくり支援助成金【R8年度拡充】</b>   農作業を請け負う又は<b>請け負っている</b>事業所に対して、農作業請負に必要な物品等で、暑さ対策や利用者の障がい特性等に合わせて準備する道具等の購入を助成  <b>【拡充】</b> 既に農作業を請け負っている事業所を助成対象に追加  (熱中症対策を優先)</p>	<p>【上限額】 1事業所あたり10万円(10/10)</p>
<p>④ <b>農作業請負奨励金【R8年度拡充】</b>   新たに農作業を請負う事業所に奨励金を支給    新たに<b>高度技術を伴う</b>農作業を請負う事業所に奨励金を支給  <b>【拡充】</b> 農作業を請け負う又は請け負っている事業所が、新たに高度技術を伴う農作業を請負う場合に奨励金を支給</p>	<p>【奨励金の額】 施設外就労実績に応じて支給 利用者1人あたり 1,000円／日   【上限】 200人日/事業所</p>
<p>⑤ <b>販売促進支援助成金</b>   農家と事業所が栽培や加工から販売まで連携する際に、新たに必要となる経費の支援</p>	<p>【上限額】 1事業所あたり10万円(10/10)</p>